

「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されています

「消費税転嫁対策特別措置法」は、消費税の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とし、25年10月1日から施行されています。

Ⅰ 消費税の転嫁拒否などの行為の是正に関する特別措置

特定事業者(※1)は特定供給事業者(※2)に対し、次の行為が禁止されています(下表1「特定事業者が行うことを禁止している行為」参照)。

- ① 減額・買いたたき
- ② 購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制
- ③ 税抜き価格での交渉の拒否

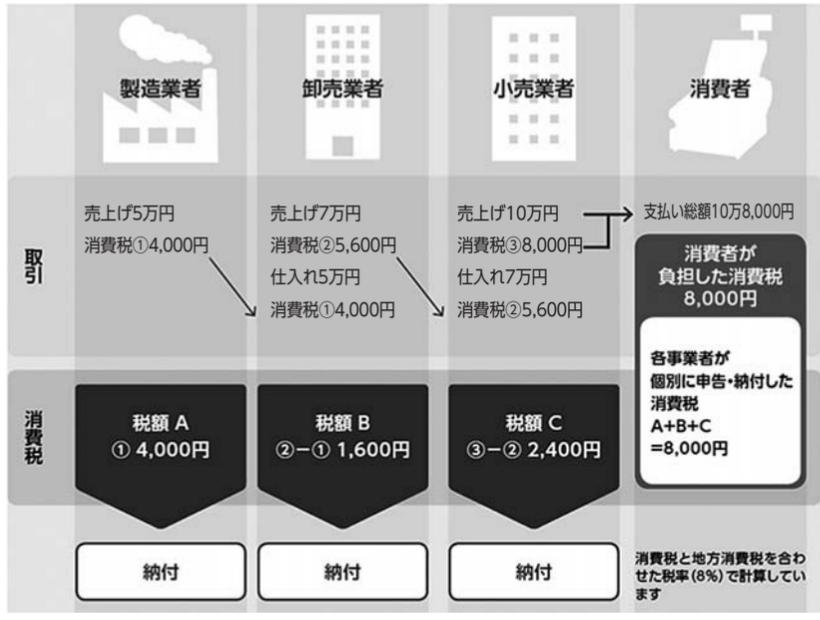


表1 特定事業者が行うことを禁止している行為

① 「減額」、「買いたたき」として問題となる具体例

＜減額＞

- ・消費税分を支払わないこと
- ・売り手と本体価格に消費税分を上乗せする契約をしていたのに、実際に支払う段階になって消費税分を下げる

＜買いたたき＞

- ・原材料費は変わらないのに、新しい税率の消費税分を上乗せした税込み価格よりも低い税込み価格を売り手に対して指定する

② 「商品購入の要請」、「役務利用の要請」、「利益提供の要請」として問題となる具体例

＜商品購入の要請＞

- ・売り手が買い手の指定する商品を購入しなければ、消費税の上乗せに当たって不利な取り扱いをすることを示唆する

＜役務利用の要請＞

- ・売り手にディナーショーのチケットの購入をお願いしたり、買い

手が保有する宿泊施設の利用を要請したりする

＜利益提供の要請＞

- ・消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手に対して協賛金を要求する
- ・消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手の従業員やスタッフの派遣を要求する

③ 「本体価格(税抜き価格)での交渉の拒否」として問題となる具体例

- ・売り手が提出した「本体価格と消費税額を別々に記載した見積書など」を買い手が拒み、消費税額を加えた総額のみを記載した見積書などを再度提出させる
- ・買い手が消費税額を加えた総額しか記載できない見積書などの様式を定めて、売り手にその様式の使用を余儀なくさせる

④ 報復行為とは

特定供給事業者(売り手)が公正取引委員会などに対して、その事実を知らせたことを理由として、取引数量の削減や取引停止、その他の不利益な取り扱いをすること

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

② 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部または一部を対価の額から減ずる旨の表示であつて、消費税との関連を明示しているもの

③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供

する旨の表示であつて②に掲げる表示に準ずるもの

Ⅲ 価格の表示に関する特別措置

① 消費税の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込み価格であると誤認されないため

の措置を講じているときに限り、税込み価格を表示することを要しない(総額表示義務の特例措置)

26年度児童育成手当

新規申請の受け付けを開始します

児童育成手当は5月申請分以降、26年度(25年中)の所得を対象に審査を行います(左下表参照)。児童育成手当(育成手当、障害手当)の支給対象に該当する方で、これまで所得超過などにより受給していない方のうち、新たに該当すると思われる方は、早めに申請してください。

手当は、申請した月の翌月分から支給の対象となります。申請は随時受け付けていますが、申請が遅れた場合、遅れた月数分の手当が受けられませんので、5月中旬に子育て支援課(市役所2階)へ申請してください。

【支給対象】 次の児童を扶養している方

- ▼ 育成手当 次のいずれかに該当する18歳到達後最初の3月末日までの児童
- ① 父または母が死亡② 父母が婚姻を解消③ 父または母が生死不明もしくは1年以上遺棄されている④ 父または母が母または父の申し立てにより保護命令を受けた⑤ 父または

母が1年以上拘禁されている以降、26年度(25年中)の所得を対象に審査を行います

⑥ 母が婚姻によらずに懐胎し、父に養育されていない⑦ 父または母に重度の障害がある(身体障害者手帳1・2級程度)

▼ 障害手当 次のいずれかに該当する20歳未満の児童

- ① 身体障害者手帳1・2級程度
- ② 愛の手帳1・3度程度

詳しくは同係へ。

当表示の規定は適用しない

Ⅳ 消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

○ 表示カルテルⅡ表示の方法の決定に係る共同行為(例) 価格について統一的な表示方法を用いること

詳しくはⅠ・Ⅳについて公正取引委員会取引企画課 ☎ 03・3581・5471(代表) ☎ 03・3507・8000(代表) Ⅲについてが消費税率転嫁等総合相談センター ☎ 0570・200・123(代表) へ。

転嫁および表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする(公正取引委員会への届け出制)

○ 転嫁カルテルⅡ転嫁の方法の決定に係る共同行為(例) 消費税率転嫁等総合相談センター ☎ 0570・200・123(代表) へ。



26年度(25年分)児童育成手当所得制限限度額表

扶養親族などの人数	所得額
0人	360万4,000円未満
1人	398万4,000円未満
2人	436万4,000円未満
3人	474万4,000円未満
4人	512万4,000円未満
5人	550万4,000円未満
5人以上	38万円
老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき加算する金額	10万円
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族1人につき加算する金額	25万円
所得から控除する金額	
社会保険料相当額(一律)	8万円
寡婦(夫)、障害、勤労学生控除	27万円
特別の寡婦控除	35万円
特別障害者控除	40万円
雑損、医療費、小規模企業共済掛け金控除	控除相当額
配偶者特別控除	控除相当額

「26年経済センサス基礎調査」「商業統計調査」を実施します

調査事項

7月1日現在を調査期日として全ての事業所および企業を対象に、事業所の所在地、名称および従業員数などの基本的な事項のほか、売上(収入)金額を調査します。

「経済センサス基礎調査」では、地域別、産業分類別などの事業所数と従業員数などが分かります。結果は、経済政策、雇用政策、中小企業政策、災害復興施策などの各種政策立案などに利用されます。

結果の公表

インターネット、刊行物および閲覧により公表します。速報集計は27年6月末日までに、確報集計は27年11月以降順次公表します。



経済センサスキャラクター

調査へのご理解・ご協力をお願いします。詳しくは企画経営室総務課統計調査担当 ☎ 470・7714 へ。

「社会福祉審議会」の市民委員を募集します

市民委員を募集します

社会福祉審議会は、社会福祉に関する重要事項を調査審議する市長の附属機関です。審議会の運営に市民の意見を反映させるため、審議会委員の一部を公募します。

【応募資格】 市内在住、在勤在学の20歳以上で、平日夜間の会議に出席できる方

【募集人員】 3人以内

【任期】 7月から2年間

【報酬】 市条例の規定による委員報酬額

申し込みは「地域福祉に関する私の考え」を800字程度にまとめ(様式自由、住所

※応募書類を基に選考し、結果を通知します。応募書類は返却しません。詳しくは同課 ☎ 470・7741 へ。